第10章

居室の確保・分離

①居室の確保の考え方

③虐待を受けた高齢者の措置のために必要な居室の確保

○ 法的根拠

高齢者虐待防止法では、市町村は、養護者による虐待を受けた高齢者について、老人福祉法の規定による措置を行うために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとされています（第 10 条）。

○ 居室の確保等

高齢者虐待防止法第 10 条に規定する「居室を確保するための措置」としては、地域によってベッドの空き状況などが異なることから、各自治体の状況に応じた工夫がなされることが期待されます。いずれにしても、介護報酬の取扱いとして、介護老人福祉施設が高齢者虐待に係る高齢者を入所させた場合には、定員を超過した場合でも減算の対象とならないことを、市町村が事業所に対して周知することもこれに該当します。

※管内の施設が限られており、養護者に居場所がわかってしまう可能性がある場合、広域的な調整を行うなど、都道府県の支援が求められます。

（厚生労働省＜H30＞ｐ60 より）

養護者支援のためのショートステイ居室の確保

1）法的根拠

高齢者虐待防止法では、市町村は、養護者の心身の状態から緊急の必要があると認める場合に高齢者を短期間施設に入所させ、養護者の負担軽減を図るため、必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとされています（第 14 条）。

直接高齢者虐待に至っていない状態であっても、放置しておけば高齢者虐待につながりうる場合、あるいは高齢者が要支援や非該当であっても緊急に養護者の負担軽減を図る必要がある場合などについては、養護者の負担を軽減する観点から、積極的にこの措置の利用を検討すべきです。

2）居室の確保策

高齢者虐待防止法第 14 条第２項に規定する「居室を確保するための措置」としては、市町村独自に短期療養するための居室を確保して対応する方法も考えられますが、地域によってベッドの空き状況などが異なることから、各自治体の状況に応じた工夫がなされることが期待されます。

なお、国２／３、都道府県１／３で負担する地域医療介護総合確保基金において、緊急ショートステイの整備に対しての支援も対象となっています。

（厚生労働省＜H30＞ｐ73より）

高齢者虐待と定員超過の取扱いについて

（指定基準の取扱い）
○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号（抄）
第 25 条
指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（指定基準の取扱い）
○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号（抄）
第 138 条
指定短期入所生活介護事業者は、次に揚げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（報酬の取扱い）
○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年３月８日老企第 40 号）
第２の１（３）⑤
災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。

（厚生労働省＜H30＞ｐ60及び73を参考に高齢者権利擁護支援センターにて改変）

②高齢者の保護

2）高齢者の保護

ア． 養護者との分離

高齢者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくと重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、高齢者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討する必要があります。

また、これによって、高齢者の安全を危惧することなく養護者に対する調査や指導・助言を行うことができたり、一時的に介護負担等から解放されることで養護者も落ち着くことができるなど、援助を開始する動機づけにつながる場合もあります。

（対応体制）

事例によっては可能な限り速やかに分離することが必要な場合もあり、そのような場合には直ちに対応することが必要です。また、休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに対応することを原則とする必要があります。

（保護・分離の手段）

虐待を受けた高齢者を保護・分離する手段としては、契約による介護保険サービスの利用（短期入所、施設入所等）、やむを得ない事由等による措置（特養、養護、短期入所等）、医療機関への一時入院、市町村独自事業による一時保護などの方法が考えられます。

高齢者の心身の状況や地域の社会資源の実情に応じて、保護・分離する手段を検討することが必要となります。

家族分離の手段の例

対応手段	備　考
契約によるサービス利用	・本人の同意や成年後見制度の活用等によって、契約によるサービス利用を行う。 ・ショートステイを利用して、その間に家族関係の調整を行い、契約形態にもっていくなどの工夫が必要。
緊急一時保護	・区市町村が特別養護老人ホームのベッド等を確保して実施する緊急一時保護事業を利用し、一定期間被虐待者を保護する。 ・自費負担による有料老人ホームのショートステイもある。 ・自立している高齢者の女性が夫から暴力を受けている等の場合は、東京都女性相談センターの一時保護や民間シェルターも利用することができる。
やむを得ない事由による措置	・老人福祉法に基づく区市町村の決定事項として、虐待等の理由により契約による介護サービスの利用が著しく困難な 65 歳以上の高齢者について、区市町村が職権を以って介護サービスの利用に結びつけるもの。 ・家族分離の効果があるサービス種類としては、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護等がある。
養護老人ホーム入所	・65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な人を入所させる施設。
軽費老人ホーム入所	・老人福祉法に規定される老人福祉施設で、低額な料金で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を入所させ、日常生活上必要な便宜を供与する施設。
公営住宅入居	・公営住宅は原則として、同居親族があることが入居の条件だが、DV 等の虐待被害者や知的障害者、精神障害者、身体障害者など、「特に居住の安定を図る必要がある者」には、単身での入居が認められる。 ・高齢者の場合、介護保険サービス等を使用することで在宅生活を送ることが可能な場合は、単身でも入居可能。
保護命令	・配偶者からの暴力の場合で、「被害者が更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい場合」に、それを防止するため、地方裁判所が被害者からの申立により暴力を振るった配偶者に対し発する命令。保護命令に違反した場合は、１年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第 10 条、第 29 条）。

出典：「東京都高齢者虐待対応マニュアル」（東京都）　（厚生労働省＜H30＞ｐ58 より）

- 高齢者と養護者の生活分離が必要な場合、以下の方法が考えられます（医療機関への入院による分離、養護者を分離する方法を除きます）。

【高齢者と養護者の分離の方法】

➢ **介護保険サービス等の契約利用（老人保健施設や特別養護老人ホームへの入所）**

- 費用負担が発生する。
- 本人に契約能力があれば本人契約となるが、緊急連絡先をどこにするかを考える必要がある。
- 契約能力が無い場合には、後見人等の選任が求められる。
- 高齢者虐待対応の事案であること、施設には高齢者虐待防止法 5 条 2 項に基づく協力義務があることを施設に伝えた上で、高齢者の優先入所の調整を行い、本人契約や他の親族の支援による契約入所で分離を図る場合がある。

（参考）

※ 介護報酬の取扱いとして、介護老人福祉施設が高齢者虐待に係る高齢者を入所させた場合には、定員を超過した場合でも減算にならない。

厚生労働省老健局（平成 30 年 3 月）「市町村・都道府県における 高齢者虐待への対応と養護者支援についてマニュアル」p.60 より
（「高齢者虐待と定員超過の取り扱いについて（指定介護老人福祉施設の人員、説明及び運営に関する基準第 25 条）」）

➢ **緊急ショートステイの利用（緊急一時保護事業）**

- 区市町村がそれぞれの実施要綱に基づき実施。
- 費用負担や条件、利用期間等の仕組みが区市町村によって違っている。
- 本人に費用負担が発生する仕組みを持つところが多いため、養護者の同意を得ない利用の場合、費用の支払いが問題となることがある（養護者が本人の財産を管理している場合）。
- 状況に応じて、本人負担分を区市町村が負担できる体制のところもある。

➢ **養護老人ホームへの措置入所**

- 本人の身体状況、経済状況が合致すれば、利用可能。内部で介護保険の在宅サービスを利用することも可能であるが、重度の要介護状態での入所は難しい。
- 基本的に出入り自由のところが多いため、「面会制限」が必要なケースの場合には、安全を守る意味では、困難を伴うことがある。

➢ **軽費老人ホームの契約利用による入所、サービス付高齢者向け住宅の契約利用**

- 費用負担が発生する。
- 本人に契約能力があれば本人契約となるが、緊急連絡先をどこにするかを考える必要がある。
- 契約能力が無い場合には、後見人等の選任が求められる。
- 本人の身体状況、経済状況が合致すれば、利用可能。
- 職員の配置が少ないため、「面会制限」が必要なケースの場合には困難を伴う場合がある。

➢ **転居**

・ 認知症もなくＡＤＬも自立していて、経済的に自立できる高齢者の場合は、転居という方法もある。

・ 女性高齢者で配偶者間暴力を受けている虐待の場合には、女性相談の利用によって、アパート転宅支援等を受けることも可能である。

➢ **親族宅や友人宅への避難**

・ 親族・友人の協力が得られる場合、親族・友人宅へ避難するという方法もある。この場合は「協力者が攻撃されないようどう守るか」という視点と、「協力者から高齢者が新たな人権侵害をうけないか」という視点での両方の関わりが、区市町村・地域包括支援センターには求められる。

・ 特に、養護者と協力者が推定相続人であり、高齢者の財産相続をめぐって対立関係にあるという場合には、注意が必要である。ただし、区市町村・地域包括支援センターに中立な立場での支援が求められているからといって、高齢者虐待が放置されることのないようにしなければならない。

・ 管轄外への転居の場合には、転居先の区市町村・地域包括支援センターへ見守り依頼等を行うと、その後の支援が切れ目なく行われる。

➢ **「やむを得ない事由による措置」による入所**

・ 区市町村の権限行使にあたるので、組織決定が必要となる。

【条文での整理】

高齢者虐待防止法 9 条 2 項

「市町村又は市町村長は、

第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、

当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、 ← 目的

養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第 20 条の 3 に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、 ← 例示（要件ではない）

適切に、同法第 10 条の 4 第 1 項若しくは第 11 条第 1 項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第 32 条の規定により審判の請求をするものとする。」 ← 老人福祉法のやむを得ない事由による措置や区市町村長申立てを行う措置のこと

・ 高齢者虐待防止法 9 条 2 項は、高齢者虐待の防止及び高齢者の保護のために、老人福祉法の「やむを得ない事由による措置」を適切に行うことを求めている条文である。「生命・身体に重大な危険が生じているおそれ」は、あくまでも例の一つとして示されているものであり、やむを得ない事由による措置を行う「要件」として示されているものではない。また、「生命・身体に重大な危険が生じているおそれ」という予見を示しており、「生命の危機」という状態になるまで措置ができないというものではない。なお、生命・身体に重大な危険が生じることが予見されるにも関わらず、対応を行わないという場合には不作為責任が問われる場合がある。

・ 老人福祉法と独立して、高齢者虐待防止法に「やむを得ない事由による措置の要件」が示されている訳ではないため、あくまでも「やむを得ない事由」については、老人福祉法や関連通知等に基づいて判断されるものである。

【参考】「養護受託」の考え方

（市町村へのアンケート調査を踏まえた）
高齢者虐待対応マニュアル掲載用　高齢者虐待対応関連 Q&A

Q８	やむを得ない事由による措置については、医療機関や老人保健施設等が対象になっておらず、分離保護が求められるケースにおいて、（透析、胃ろう等の）医療的処置が必要な高齢者について、受け入れ先がないが、どのように対応すべきか。
A８	ご指摘のとおり、法上、被虐待高齢者の医療機関等への措置入院の制度はなく、老人福祉法上のやむを得ない事由による措置も老人保健施設はなっていません。 基本的には、本人を説得して入院、契約による入所を行いことになります。 関係者の協力が得られる場合、状況に応じ、医療機関や老人保健施設の長等を老人福祉法第11 条１項第３号の「養護受託者」として対応することも考えられます。

（厚生労働省＜H30＞資料②-１より）

（参考）

〇老人福祉法第 11 条 1 項第 3 号

「六五歳以上の者であって、養護者がないか、又は養護者があってもこれに養護されることが不適当であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預かって養護することを希望する者であって、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）のうち政令で定めるものに委託すること」

〇政令・指針・通知等

- 老人福祉法施行令7条
- 老人福祉法施行規則1条の7
- 平成18年3月31日老発第0331028号厚生労働省老健局通知「老人ホームへの入所措置等の指針について」　第6 養護委託の措置の基準
- 昭和62年1月31日社老第9号「老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について」
  各都道府県・指定都市民生主管部（局）長あて 厚生省社会局老人福祉課長通達　第4 養護委託の際の手続等

【参考】江東区緊急一時保護施設（医療機関）について

1　対象者

区にて、高齢者虐待として対応しているケースで、生命身体に重大な支障が生じているケース。

2　医療機関における受け入れの流れ

区

- ◆ 医療機関へ受け入れを依頼。
- ◆ 経過の説明と医療費支払いの見通しを伝える。

↓

医療機関判断

- ◆ 医療機関が受け入れの可否を検討する。
- ◆ 「受入不可」であれば、医療機関は区にその理由を説明する。
  ＊例：徘徊ケース、暴力（大声）ケース、通常の受診先が同一機関で、家族の追跡が考えられる等
- ◆ ベッドを常時空けておく必要はなく、区からの連絡1週間以内に確保を行う（本人の生命が危険な状態であって、ベッドの確保が困難な場合は119番通報対応を行う）。

不可　　可

↓

区

- ◆ 入退院の際は、区職員が同行する。
- ◆ 物品購入等必要な事項については、依頼があれば区職員もしくは在宅介護支援センター・地域包括支援センター職員で対応していく。
- ◆ 虐待者の情報を、可能な限り情報提供を行う。
- ◆ 夜間等緊急時の連絡先を伝え、必要時に対応を協議する。

↓

受入医療機関

- ◆ 入院期間は、原則1か月以内。
- ◆ 病室の前にある名前プレートを無記名や偽名にするなど検討する。
- ◆ 受入時間について、通常は平日の月～金9時～17時。

3　医療費・日用品代の支払い

病衣代・オムツ代・差額ベッド代は、実費分高齢者支援課より支払う。医療費は本人負担（虐待者以外の家族が払う場合も含む。）又は生活保護対応になる。その他の経費については応相談。

4　家族から医療機関への問い合わせへの対応

個人情報であることを理由に断り、至急区に報告。また、何らかの事情で場所を知られ、面会に来た場合は「区から許可が出ていない」と伝え、面会させない。

保護している高齢者は、区の責任で早急に転院の対応を図る。

5　本人の帰宅願望が強い場合の対応

区が説得を行うが、それでも帰宅願望が強ければ区が引き取り、帰宅させる。区職員が来る前に帰ってしまいそうな場合は、通常の入院ケースと同じ対応を行う。医療的に問題がなければ退院となる。

また、無断で退院してしまった場合は、院内に居ないことが確認できた段階で、医療機関が区に報告を行う。

6　保護中にケースが死亡した場合の対応

夜間等であっても区へ至急連絡を行う。区職員が医療機関に駆けつけ、区職員から家族に報告を行う。

家族が医療機関にクレームを言ってきた場合は、「救急対応の結果、たまたま当該医療機関になった。区から口止めされていた」と説明を医療機関が行う。

区としては、死亡の場合、死亡診断書に医療機関名が記載され、生命保険等の手続きを理由に死亡診断書の交付を求められる場合もあり、家族に医療機関名を伝えない対応は困難であると判断している。

7　医療行為の無いケースへの対応

医療行為の必要性が全くない場合は、別枠で確保している保護施設（介護施設）に入所対応を行う。

※上記では医療費についての予算措置は行っていませんが、他の区市町村には、医療費の予算をとっているところもあります。

- 前頁のような協定・予算措置がない場合でも、単身世帯として本人のみ生活保護法の適用を行うなど、費用が確保できないために高齢者が必要な医療サービスを利用できない事態を防止するため、各区市町村で工夫した対応が行われているところです。
  本人に預貯金等資産がありながらそれを活用することができない場合は、同法 63 条を適用します。この場合、費用の 10 割返還が原則となりますので、事前に理解を得ることも求められます。

（報告書p92～93より）

③分離の際の検討事項

- 虐待の事実の有無がどう判断されているか、本人の身体状況、自立度、契約能力、分離・生活への意思・意向、経済状況、緊急性やその後の見通しによって、受け入れ先やその方法が変わってくるため、丁寧な事実確認とアセスメントをしておくと、迅速な分離を図ることができます。

- やむを得ない事由による措置に基づく分離後についても見通しをもち、起こりうる状況へ対処していくことが求められます。養護者の同意が得られない場合の分離の場合には、面会制限を行うか、それをどのような形で行うかについても考えておくことが求められます。

【分離を図る場合に考えておく必要があると思われる項目】

- 施設での本人支援
  - 必要なケア、特に配慮が求められる本人の状況（誰から情報収集し、誰がどのような形で施設に伝えるか）
  - 施設では提供できない医療が必要となった場合の対応
  - 把握しておいてほしい本人の状態像（意思・意向の変化、必要としている介護等）
- 面会制限の必要性　⇒詳しくは p.106「面会制限」参照
  - どのような形で行うか（措置先を告げない形か、部分的制限か）
  - いつ見直すか（解除についての検討を行うことを考えておく）
- 養護者への対応
  - 分離（面会制限）については、いつ、誰が、どのように、どのような方法で説明するか
  - 分離の前後に必要となる養護者への支援
- 準備しなければならない物品、現金等（薬、保険証等、現金など）
- 連絡体制（急変時の対応、土日の連絡体制）

（報告書ｐ102 より）

【参考】 施設との協議メモ（記入例）

本人名前 ： ○□ △×	生年月日：昭和 ×× 年 ○ 月 △ 日生 （ 80歳 ）	住所：東京都○○市××町1−2−3
入所予定日時 ：	△△ 年 7 月 15 日（ 水 ） （午前）午後 10時00分	
入所同行者とその日の予定	同行者（ ○○課○○係 係長□□、保健師×××、△△） ・予定（ 午前9時本人宅、施設への移動は庁用車を使用予定 ）	

虐待対応の方針	今年4月、訪問した民生委員に本人より「殴られたり食事を食べさせてもらえなかったりする」「保護して欲しい」という訴えがあったため、市が虐待対応を開始。身体的虐待、放棄・放任の虐待があり、養護者である長男による介護の改善可能性がないことから、措置による特別養護老人ホームの入所を決定。長男の連れ戻しの危険もあるため面会制限も実施する。今後は首長申立てを行い、成年後見人による契約利用へと切り替えていく予定。
今後協議が必要となると思われること	本人の入所後の様子を確認に、市職員は2週間後に訪問を実施する予定。 認知症専門医受診の支援について、協議が必要となる。 後見人候補者等と、施設職員、市職員とで協議する場を設定する必要がある。

		今までの状況	現時点の状況	今後の見通し 措置入所後に想定される状況 リスクなど	お願いしたいこと	
					区市町村→施設	施設→区市町村
高齢者	意思 意向	不明	殴られたり食事を食べさせてもらえなかったりするので、保護して欲しい。	帰宅願望、養護者への面会希望、養護者以外の親族への面会希望、友人（近隣等）への面会希望が生じる恐れがある。	入所後は、当面、面会制限を行う必要がある。高齢者の意思意向の変化に注意を払い、次の協議の際に報告して欲しい。	高齢者が養護者に面会したいと言った場合の対応を事前に指示して欲しい。
	身体状況	平成18年10月脳梗塞発症	要介護５ 食事、排泄、移動、清潔等すべてにおいて全介助。仙骨部褥創あり。	褥創は軽度で改善の見込みあり。感染症のリスク、病状の急変のリスクも通常入所の場合と同様にあり得ると思われる。	適切なケアの提供と褥創の処置をお願いしたい。	緊急連絡先の確保。医療同意が必要な場合の対応方法を示して欲しい。
	精神状況	脳梗塞に伴い、認知症を発症していると思われる。	認知症の専門診断なし、短期記憶がかなり保たれている。財産管理は難しい。	入所後のBPSD悪化、場所を移動したことによる不安からくる不穏、抑うつ傾向等による精神的不安定等が見込まれる。	BPSDが悪化した場合は適切な対応をお願いしたい。	施設での対応が困難になった場合は、専門病院等への入院を調整してほしい。
	生活状況	家に閉じこもりきりの生活をしていた。	訪問介護を週に1回使用する以外はサービス利用なし。	生活習慣の違い、本人の知らない場所で愛用品がない生活をが始まるため、孤立感を抱くおそれあり。	本人が生活の上で何にこだわっているか、気にしているか、わかったことを知らせてほしい。	本人が今まで使ってきた物を一つでもいいので、持参してほしい（愛用してきた手鏡等）。
	経済状況	国民年金・遺族年金が月16万あり。養護者が高齢者の年金を使って生活していた。	国民年金・遺族年金月16万あり。自宅は土地・家屋とも本人所有。	成年後見人等の選任によって措置解除を行う予定。最終的には契約利用にきりかえる。	当面は措置費から支払い、後見人選任後は契約に移行する。	利用料の支払いを確保して欲しい。
	養護者以外の家族等との関係	長女(養護者の姉)がいたが、長女が幼いころに病死した模様。夫は8年前に心疾患で病死。	養護者以外には、○○県に長く連絡をとっていない本人の姉がいるのみと聞いている。	成年後見の首長申立てを行うため、今後親族調査を実施する予定であるため、親族から本人に連絡が入る可能性もある。	養護者以外の家族等から連絡があった場合は、担当課に連絡してから、対応をして欲しい。	苦情などがあった場合は対応して欲しい。
養護者	意思・意向 高齢者への思い	母親への思いが強く、自分が介護すると言い張るが、実際には充分な介護は出来ていない。	在宅で介護を続けると言っている。	措置入所で引き離されることにより、精神的に不安定になる可能性がある。	「いる」「いない」とも言わず、「答えられない」と言ってほしい。 全職員にこのことを徹底してほしい。 入口で騒ぐ、居座る等の行為があった場合には、市への連絡とともに警察へも連絡を入れてほしい。警察署内の連絡体制は生活安全課→●○課○○氏へ。	他の施設に対しても、問い合わせに対し、同様の返答をするよう依頼してほしい。 施設に対する訴えが出た場合、行政の判断で行っていることを伝えられる文書を残してほしい。 直接的な対応は措置権を行使した行政が対応してほしい。
	心身・生活状況等	高齢者に介護が必要になる前から安定した職につくことができず、父の遺産で生活してきた。	父の遺産は使い切っており、母の年金を使って生活している。近隣とのトラブルも多い。	介護が生活の中心となっていたことから、不安定になる恐れがある。保健所とともに精神保健上の関わり、生保の関わりが必要かどうか見極めていく。		
	行動特性 （背景要因）	今までも母の介護事業所へ苦情をいい、聞き入れられないと訴訟を起こしてきた。	虐待対応をしている市を「訴える」と言っている。	退居を求めても退居しない、大声で高齢者を出せと言い張る等の行動をとるおそれがある。		
連絡	区市町村との連絡方法 （夜間・休日対応含む）			養護者対応や高齢者へのケアについて区市町村との協議が必要となると考えられる。	連絡先 ①○○課○○係 電話・・・・・・ ②夜間・休日 電話・・・・・・	必ず電話に出られる体制にしておいてほしい。
支払	利用料等請求			請求書等の送付を、養護者宅へ送ってしまうことにより、居場所が知られる可能性あり。	利用料請求は、本人住所（養護者宅）へは郵送せず、後見人選任までは市へ送付して欲しい。	利用料が未払いでは絶対に困る。 利用料の支払いを確保して欲しい。

必要物品について

高齢者が施設に持参する予定の物	現金・介護保険証・医療保険証・年金証書・貯金通帳及びキャッシュカード・印鑑・土地権利証等の貴重品、当面の衣服や日用品、内服薬、電話帳
今後必要となると考えられる物	衣服や日用品、嗜好品

公益財団法人 東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成

（報告書ｐ104より）

高齢者虐待対応で、分離後、在宅生活を再開する場合の留意点はありますか？

一時分離後の在宅生活の再開だけではなく、退院や退所等、さまざまな在宅生活の再開が想定されます。

そのような場合は、以下のポイントに気をつけて、支援体制を組んでみましょう。

【在宅生活を再開する場合の留意点】

1） 本人が自宅に帰りたいと思っているかどうか？
本人が自宅に帰りたくないと思っているのに、無理に帰すことは適切ではありません。

2） 虐待発生の要因が解消・軽減できているかどうか？
解消・軽減が難しい場合には、少なくとも3）の検討が必要になります。

3） 虐待発生を抑制するような支援が導入できているかどうか？
そのためには、虐待発生のメカニズムを押さえておく必要があります。

4） 虐待の再発生をキャッチできる支援体制かどうか？
介護保険サービスだけでなく、民生委員や警察等による見守りも考えられます。

5） 虐待が発生した場合や、サービス・支援を養護者が拒否した場合にとられる対応について、在宅生活再開前に養護者に示されているかどうか？
いざ、ことが起こった時には「前に約束していたとおり、○○します」とスムーズに動けるようにしておくこともポイントの一つです。

6） 支援体制についてのモニタリング・評価をいつ行うかが決まっているかどうか？
次の会議をいつ行うのかを決めておくと、支援が不十分・不適切な場合、すぐに見直しをすることができます。

本人が「自宅に戻りたい」と言ったし、養護者も「自宅に戻してほしい」と言ったので、在宅生活再開を決定、しかしその後の支援については検討されていないということになると、虐待が繰り返されることが予想されます。「二度と分離させないぞ！」と養護者が強い介入拒否をして、より危険が高まる場合もあります。

虐待解消のための課題をとらえ、どのような支援が求められるのかということを考えて「支援計画」を立案しておくこと、ケアプランがこれらに連動して立てられていることが重要だといえるでしょう。

虐待対応の終結を検討する場合にも、この「留意点」をチェックしてみるとよいでしょう。

（公社）あい権利擁護支援ネット監修「事例で学ぶ『高齢者虐待』実践対応ガイド―地域の見守りと介入のポイント―」中央法規出版、2013、p169 より一部改変

【参考】進行管理会議録（記入例）

虐待対応進行管理会議日（2012年5月26日）

No.	初回相談日（虐待事実の判断日）	虐待種別（疑いの場合）	本人氏名（性別、年齢）自立度認知	本人要介護度	サービス利用	経済状況	世帯構成	養護者氏名状況	行政処分等の実施状況	事例対応概要 本人の現在の状況と意向	最終安否確認日付と方法	担当者によるモニタリング実施状況	検討が必要な内容 分離・措置	面会制限	後見申立	立入調査	次回のケース会議予定	担当（副担当）	進行管理結果
1	2011/06/7（2011/9/25）	身体	財団　花子（女性、79）アルツハイマーADL自立認知Ⅲa	介護3	分離以前はDS2回／W	生	本人・長男	財団 太郎（58、長男）単身、パート収入不安定今は虐待対応担当者へのリアクションなし	ショート（措置）（H23 4/27～7/26）	本人のケアマネ〇〇から相談。暴力は以前からあり、肋骨を骨折、緊急受診後に措置ショート利用。現在、今後の対応方針を検討中。本人はショート先で安定して生活、帰宅意向なし。	SS利用中	2012/5/25（包括が施設へ電話でききとり）	SS後措置入所検討	無	首長申立検討要	検討要	ケース会議日程調整中	山田（鈴木）	*措置について検討の上〇月〇日までに報告*
2	2009/8/4（2010/10/18）	放置	東京　太郎（男性、72）受診なし手引き歩行認知Ⅱb？	未申請	未利用	国保110万不動産所有	本人・甥	関西　参太（44、甥）単身、就労中なかなか連絡が取れない今後、関西へ転居予定	なし	徘徊放置より近隣からの通報で関与を開始。2010年10月本人ADL低下より安否確認が難航。現在、甥に連絡をとって介護保険申請を進めているが、関西へ転居予定（具体的には未定）を理由になかなかサービス利用とならない。3月以降、甥より折り返しの電話なく本人の安否確認できていない。	2012/3/4（本人宅を包括が訪問）	同左	検討要	検討要	首長申立検討要	検討要	未定	鈴木（佐藤）	*早急にコアメンバー会議を開催*
3	2012/4/27（2012/5/9）	身体（経済）	関東　正夫（男性、92）小脳梗塞寝たきり認知なし	介護5	HN2回／WDS3回／W	年金250万	本人・妻	関東　ゆめ子（77、妻）年金なし糖尿病あり	なし	ケアマネからの通報。妻によるサービスの利用拒否、入院先からの連れ帰りが以前よりあったが、夜間尿漏れ時に暴力をふるってしまうことを確認。サービス増量ができたため、見守り支援中。	2012/5/24（DS利用）	同左（包括職員が電話で聞取）	無	無	無	無	来月サービス担当者会議と同時開催予定	佐藤（山田）	*特になし*
4	2012/2/22（2012/2/23）	身	神楽　美子（女性、77）関節リウマチADL自立認知なし	支援1	SS利用中	年金120万不動産収入有	分離以前は本人・弟夫婦	神楽　太郎・はな（弟夫婦63・59）2009年より無理やり同居	なし	あざだらけになり警察に保護を求めた本人が、警察と一緒に市に来庁し、暴力がひどいので家を出たい届出。本人契約によりサ付住宅利用中。弟夫婦に本人の居場所を伝えないという支援をしている。	サ付住宅利用中	2012/5/10（市担当者が訪問）	連れ帰りが起きた時	同左	無	無	5/22～2週間以内に弁護士含めたコアメンバー会議開催予定	佐藤（鈴木）	*特になし*
5	2011/12/16（認定なし）	（身）（経）	飯田橋　坂子（女性、69）脳梗塞後遺症車いす認知Ⅱb	介護4	DS5回／W	未確認	本人・長女	飯田橋　いち子（42）単身、無職（介護のため3年前に仕事を辞職？）	なし	デイサービス⇒ケアマネより通報。本人が説明したがらない不自然な内出血斑があり（長女は「転倒」と説明）。事実確認中。本人は楽しみにしているにも関わらず、サービス利用に遠慮がちであることから経済的虐待の可能性もあり。	2012/5/25（DS利用）	同左（包括職員が電話で聞取）	無	無	無	無	未定	山田（鈴木）	*次回進行管理会議までに事実確認の方針見直し*

（報告書p114より）